

接続政策の経緯等について

平成18年4月26日

1. 接続制度の創設
 - (1) 電気通信事業法の制定と公正有効競争の促進
 - (2) 接続料の導入
2. 接続の基本的ルールの策定
 - (1) 接続の義務化
 - (2) ボトルネック設備に着目した接続ルールの整備
3. 接続の基本的ルールの先行的見直し
 - (1) PSTNの接続料に関する見直し(長期増分費用方式の導入)
 - (2) DSLのための接続制度の充実(加入者回線のアンバンドルとコロケーションルールの整備)
 - (3) 事業者向け割引料金(キャリアーズレート)の導入
4. 接続の基本的ルールの見直し
 - (1) 指定電気通信設備に係る見直し
 - (2) 競争的なブロードバンドアクセスのためのルール整備
 - (3) その他の接続ルールの見直し
5. 最近の接続ルールの見直し動向
 - (1) 固定通信に係る指定電気通信設備の範囲の見直し
 - (2) 長期増分費用方式による接続料の算定方法の見直し
 - (3) 光引込線に係る接続料の算定方法の見直し
 - (4) 東西別接続料の設定
 - (5) 債権保全に係る規定の整備
6. これまでの接続政策の成果

1. 接続制度の創設

(1) 電気通信事業法の制定と公正有効競争の促進

昭和60年4月、電気通信事業法が施行され、電気通信市場の全分野に競争原理が導入された。この際、電気通信事業者が相互にその設備を接続することにより通信可能な範囲を拡大し、通信サービスの効用を増加させるとともに、通信サービスの提供に係るコストの低下をもたらすことが期待されたことから、電気通信事業者間の接続に係る規定が盛り込まれた。

当該規定は、事業者間の接続協定について認可に係らしめるとともに、事業者間協議が不調に終わった場合に郵政大臣(当時)が接続協定の締結を命令することを認めるものである。これは、事業者間協議を前提とするものの、交渉上優位な立場にある一部事業者によって、他の接続事業者との間で著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることによって公正有効競争が阻害され、結果として利用者の利便を害することがないように、事業者間の円滑な接続の確保を行うことをその趣旨とする。

その後、「日本電信電話株式会社法附則第二条に基づき講ずる措置」(平成2年3月政府決定)において、「電気通信市場の現状はNTTが圧倒的なシェアを占めていること」等から「十分活性化されているとは言いがたい状況にある」との認識の下、「公正有効競争条件の整備を図」ることが必要であるとして、NTT(当時)の地域通信網に係る接続の円滑化やネットワークのオープン性の確保などのための措置を講じることとされた。

(2) 接続料の導入

電気通信事業法の施行当時、新規参入事業者(NCC)が電話事業への参入を行う場合、NTTの地域電話網と接続し、両者それぞれの役務提供区間において個別に利用者料金を設定していた(いわゆる「ぶつ切り料金」)ため、事業者間での精算料金である接続料の支払いはなかった。

その後、NCCに料金設定の自由度を与え、料金の多様化を促す観点から、平成5年度からエンドエンド料金の設定が導入された。これにより、NTTは自らの役務提供区間に係る料金を接続料として設定し、NCCからNTTに支払われることとなったが、当時の接続料はNTTの利用者向け通話料を基礎に単純換算されたものであった。

このため、接続料の費用範囲について適正化を図るため、郵政省(当時)はNTTに対し、平成7年2月、「他の電気通信事業者に負担を求める接続費用(ソフト開発費用を含む。)について、一般の利用者への役務提供に要する費用との費用構造上の相違を反映した算定方法」に関する具体的な導入案を取りまとめることを求めた。これを受け、平成7年度より接続料の費用範囲が見直され、個別サービスの営業費用、広告費用等、接続に関係がないと明確に判断されるものについて、接続料の費用範囲から除外された。

2. 接続の基本的ルールの策定

サービスの多様化が進む中、フレームリレーサービスや仮想専用網(VPN)サービスのような新サービスの提供をめぐる接続協議が長期間難航したことを踏まえ、NTT地域通信網との円滑な接続を促進する観点から、接続の義務化やボトルネック設備に着目した接続ルールの整備等について、電気通信審議会(当時)での審議を経て、電気通信事業法の改正によりこれを制度化した。(平成9年11月施行)

フレームリレー：日本テレコム(株)がフレームリレーサービスのための接続を要求(平成4年10月) NTTと合意(平成6年10月)

VPN：長距離系NCC3社がVPNサービスのための接続を要求(平成元年9月) NTTと合意(平成7年3月)

改正電気通信事業法附則第15条において、法施行後3年(平成12年度)を目途に接続制度の検討を行うこととされた。

(1) 接続の義務化

電気通信ネットワークが国民生活や社会・経済活動の基盤となる公共性の高いものであることに鑑み、すべての第一種電気通信事業者(電気通信回線設備を有する電気通信事業者)(当時)は、接続の請求を受けたときは、

原則としてこれに応じなければならないこととされた。ただし、接続条件については、事業者間協議を原則とした上で、その適正性は、接続命令、接続裁定、業務改善命令等の事後的措置により担保することとされた。

(2) ボトルネック設備に着目した接続ルールの整備

固定通信事業において各都道府県ごとに加入者回線総数の50%を越える規模の加入者回線を有する場合、これを指定電気通信設備(ボトルネック設備)として認定し、当該設備を保有する事業者(NTT)に対して、追加的な接続ルールを適用することとした。

当該接続ルールの適用対象設備は、概ね都道府県を構成単位として加入者回線と一体として構成されるネットワークが形成されていること、実態的に都道府県単位で接続が行われていること、県間通信設備については他事業者との代替性が高いことから、加入者回線及びこれと一体として構成される概ね県域をカバーする設備とされた。

当該接続ルールは、接続料・接続条件の約款化、接続会計制度の創設、網機能計画の制度化の3点を主な内容としている。

2-1) 接続料・接続条件の約款化

指定電気通信設備を有する事業者に対しては、透明性・適正性を確保するため、接続事業者が当該設備と接続する際の接続料や接続条件を規定した接続約款を作成して認可を受けることとするとともに、接続料については接続会計に基づき毎年見直すこととされた。

また、当該設備については、接続事業者が自らのサービス提供に必要な機能のみ利用することができるようにするため、技術的に可能である場合は機能ごとに細分化(アンバンドル)しなければならない こととされた。

平成9年の制度制定時においては、11機能にアンバンドル。現在は、33機能にアンバンドル。

2-2) 接続会計制度の創設

指定電気通信設備に係る接続料の算定の基礎とするため、当該設備との接続に関する会計制度が創設された。 接続会計においては、当該設備を設置する事業者と接続事業者との間のイコールフットイングを確保する観点から、当該設備を管理・運営する部門(指定電気通信設備管理部門)と その設備を利用してユーザにサービス提供を行う部門(指定電気通信設備利用部門)とに区分して整理することとし、その際、費用の帰属については、他事業者のサービス提供に必要でない設備の費用が接続料原価に含まれることのないよう、接続との関連性を厳密に反映することとされた。

2-3) 網機能計画の制度化

新サービスの開発について公正有効競争を確保し、円滑な接続を推進するため、指定電気通信設備を有する事業者が当該設備に係る機能を変更・追加する場合には、その計画(網機能計画)を公表することが義務付けられた。 具体的には、網機能計画は、工事開始の日の原則200日前までに郵政大臣(当時)に届け出るとともに、届出の日から7日以内にこれを公表しなければならないこととされた。

なお、届出のあった計画の実施により他の事業者の設備と指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、総務大臣はその計画の変更を勧告できることとされた。

2-4) その他

上記のほか、指定電気通信設備を有する事業者と接続事業者との間の競争促進及び利用者利便向上の観点から、当該事業者の電話を利用する者が加入している事業者を他事業者に変更する場合に、当該利用

者の電気通信番号が変わらないようにする仕組み(番号ポータビリティ)について、平成12年度を目途に導入することとされた。(平成11年8月に制度化、平成13年3月に所要の接続約款変更の認可・実施)

3. 接続の基本的ルールの先行的見直し

上記2の接続の基本的ルールは改正電気通信事業法(平成9年)において、3年後(平成12年度)を目途に見直しをすることとされていたが、施行後の急速な市場環境の変化を踏まえ、これに先立って接続の基本的ルールについての見直しが行われた。

(1) PSTNの接続料に関する見直し(長期増分費用方式の導入)

実際費用方式は、接続会計の結果を基礎として算定する方式であることから、情報の非対称性や既存事業者の非効率性の排除の点で一定の限界がある。このため、非効率性を除外して費用を算定する長期増分費用(LRIC)方式が、端末系交換機能、中継系交換機能等について、平成12年度接続料から導入された。

(2) DSLのための接続制度の充実(加入者回線のアンバンドルとコロケーションルールの整備)

DSLサービスの導入については、平成9年より、技術面や制度面での検討が開始された。これらの検討結果や関係事業者からの要望等を踏まえ、DSLサービス市場の競争促進を図る観点から、平成12年9月、メタルの加入者回線等をアンバンドルして接続するための接続料その他の条件や、競争事業者が接続のための局内設備をNTT東西の局舎に設置(コロケーション)するための条件や手続等についてルール整備が行われた。

(3) 事業者向け割引料金(キャリアズレート)の導入

第一種電気通信事業者の設備を電気通信事業者がアンバンドルせずに利用する場合、当該接続に係るトラヒック及び使用する設備を契約者と区別して把握することが困難であるという理由から、その接続料については、例外的に利用者向け料金がそのまま適用されていた。

しかし、事業者向け割引料金を導入するため、平成12年11月、接続料を設定すべき機能として追加(端末間伝送等機能)され、これに基づき、平成13年1月、専用線に係る事業者向け割引料金を導入する接続約款変更の認可が行われ、翌2月より、その提供が開始された。

4. 接続の基本的ルールの見直し

上記3の接続の基本的ルールの先行的見直しに続き、改正電気通信事業法(平成9年)の規定に基づき、平成12年10月から接続ルールの見直しが始まり、以下の見直しが行われた。

(1) 指定電気通信設備に係る見直し

1-1) 固定通信に係る指定電気通信設備の範囲の見直し(平成13年4月)

従来、「端末系伝送路設備と一体として設置する電気通信設備」については、NTT東西が「音声伝送役務」及び「専用役務」の提供に利用している場合に限り指定されていたが、インターネットが普及する中、NTT東西の地域IP網のようなデータ伝送役務の提供に用いられている設備との接続の需要が高まってきたことを受け、指定電気通信設備の範囲について検討が加えられた。

この結果、設備のボトルネック性は、その設備をどのような役務に用いているかとは無関係に判定されるべきであり、役務の種類とは切り離してボトルネック性の有無を検討することが適当であるとの考え方に立ち、「データ伝送役務」の提供に利用されるものについても、指定電気通信設備とすることとした。

他方、競争的に供給が受けられる局内設備については、他事業者も容易に調達可能であり、設備の代替性が強い場合には指定電気通信設備に含める必要はないとの考え方に立ち、他事業者のコロケーションが可能なNTT局舎に設置されているDSLAM及びDSL用のスプリッタについては、指定電気通信設備としないこととした。

1-2) 移動体通信事業者の設備に係る接続ルール(第二種指定電気通信設備制度)の整備

指定電気通信設備制度は、従来固定通信市場をその対象としていたが、移動通信市場は電波の希少性という特性を有する寡占的市場であるという点を踏まえ、平成13年の電気通信事業法改正において、指定電気通信設備に移動体通信事業者設備を含めることとした(同年11月施行)。

その際、移動体通信事業者の設備は、不可欠設備とは言えないものの、接続政策の観点から、市場支配力を有すると認定された移動体通信事業者については、競争事業者が市場から排除されないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に関し、一層の透明性を確保することが適当であると整理された。

このため、移動体通信事業者の設備を対象とする第二種指定電気通信設備制度(従来の固定通信事業者に係る指定電気通信設備は第一種として整理)が創設された。具体的には、各移動体通信事業者の業務区域内における自社の端末が25%超のシェア(過去2年度の平均)を有する場合、当該事業者が設置する伝送路設備等については、これを第二種指定電気通信設備として指定し、接続約款の届出義務を課すこととした。

これにより、NTTドコモグループ各社及び沖縄セルラー電話(いずれも平成14年2月)並びにKDDI(平成17年12月)が設置する移動体通信設備について、第二種指定電気通信設備として指定された。

なお、第二種指定電気通信設備を設置する事業者が収益ベースで25%超のシェアを有する場合であって、シェアの推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者を個別に指定し、接続情報の目的外利用・提供の禁止、電気通信事業者の不当な取扱い等の禁止及び設備製造業者・販売業者の業務への不当な規律・干渉の禁止の義務等を課すこととした。これにより、NTTドコモグループ各社が当該禁止行為等の適用を受ける事業者として指定された。(平成14年5月)

(2) 競争的なブロードバンドアクセスのためのルール整備

2-1) ISDN回線からアナログ回線への同番移行

DSLサービスはアナログ回線にDSLモデムを付加して提供されるため、ISDN回線の加入者がDSLサービスを利用する場合、その回線契約をアナログ回線の契約に切り替える必要があり、その際、電気通信番号(電話番号)が変わる場合があることから、こうした扱いがDSLの普及促進を妨げているとの意見が一部のDSL事業者から寄せられた。

このため、平成12年11月、郵政省からNTT東西に対し、「当初ISDN回線を契約した利用者がアナログ回線に切り替える場合、引き続き同一の電気通信番号を使用することができるよう速やかに必要な措置を講ずること」等を内容とする行政指導が行われた。これを受けてNTT東西において接続約款の変更が行われ、平成14年9月、ISDN回線からアナログ回線への同番移行が可能となった。

2-2) 光ファイバ設備のアンバンドル

光ファイバ設備については、需要が顕在化してきているにもかかわらず円滑な接続が実現しておらず、また光ファイバ設備が適正な条件で提供されていないと認められたことから、電気通信審議会の審議を経て、アンバンドル義務を適用するとともに、端末系伝送路設備(加入ダークファイバ)と中継伝送路設備(中継ダークファイバ)の双方について接続料が設定された。(平成13年9月より実施)

なお、中継ダークファイバの接続料は実績原価方式により算定され、加入ダークファイバの接続料は将来原価方式(平成13～19年度の7年間)により算定された。

2-3) 地域IP網のアンバンドル

NTT東西がインターネット接続のために構築したネットワーク(地域IP網)については、バックボーン部分がアンバンドルされていないために当該設備を接続事業者がNTT東西と同等の条件で利用できない旨の問題提起がなされたことを受け、電気通信審議会の審議を経て、地域IP網がルーティング伝送機能としてアンバンドルされ、その接続料が設定された。(平成13年9月より実施)

なお、地域IP網の接続料は、光ファイバ接続料と同様に、将来原価方式(平成13～17年度の5年間)により算定されている。

(3) その他の接続ルールの見直し

3-1) 事業者向け割引料金(キャリアズレート)の対象範囲の拡大

キャリアズレートについては、前述のとおり、専用線については平成13年2月から導入された。他方、公衆網への導入についてはその扱いが定まっていなかったが、電気通信審議会における議論を踏まえ、キャリアズレートを全ての公衆網サービスについて導入することが適当とされた。ただし、一挙にこれを行なうことが困難である場合には、社会的な意義が大きいものから順次導入することもやむを得ないとされた。

この方針を踏まえ、インターネットのダイヤルアップ接続のためにISPによる需要が大きかった着信側の加入者回線(「INSネット1500」サービス)にキャリアズレートの対象範囲が拡大された。(平成14年2月制度化、同年6月より実施)

なお、その他の公衆網サービスへのキャリアズレートの導入については、現時点で具体的な要望は寄せられていない。

3-2) 接続料と利用者料金の関係の検証

接続料の水準と利用者料金の関係については、平成11年、専門家による検討が行なわれ、接続料の再計算に併せて、その検証と説明を指定電気通信設備設置事業者において行うことが適当である旨の考え方が整理された。これを受け、郵政省はNTT東西に対し、利用者向け料金とそのサービスの提供に係る指定電気通信設備利用部門との振替接続料との関係について、反競争的でないことを検証することを求めた。

その結果、平成11年以降、接続料の改定時に、加入電話基本料、加入電話通信料、公衆電話、高速デジタル伝送、一般専用といった一定の大括りのグループ単位で接続料と利用者料金の関係を検証した結果がNTT東西から公表されている。

しかしながら、このような大括りのグループ単位での検証だけでは十分とは言えないことから、改めて専門家による検討が行なわれた結果、優先順位が高いと認められるサービス(具体的には、市場が形成途上であり、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの)として、専用サービス及びデータ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービスについては、接続料の認可時及び毎年接続料改定時に、サービス毎、品目毎、速度別に、接続料と利用者料金との関係について営業費を加味した上で検証を行うことが必要であると整理された。

これを受け、平成14年12月、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が改正され、「接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合」として「接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、当該サービスの利用料金から営業にかかる費用を差し引いたものと比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合」が追加的に規定されるとともに、平成14年度以降、総務省において優先順位が高いと考えられるサービスについて、サービス毎、品目毎、速度別に、接続料と利用者料金との関係について検証が行われている。(平成17年度においては、Bフレッツ、フレッツADSL、メガデータネットについて検証。)

3-3) OSS (Operation Support System) の開放

電気通信業務を円滑に行うために顧客情報や設備情報等をデータベース化したシステム(OSS)については、情報通信審議会における審議及びこれを受けての専門家による検討の結果、OSSを使用する際の費用負担に関し、NTT東西を含めた受益者負担を原則とした上で、特にDSLサービス関連について、適合性確

認結果通知及び 名義人の開示について、それぞれ自動化することが適当であると整理され、所要の措置が講じられた。(平成15年3月より順次実施)

また、光サービス関連では、 中継系光ファイバの具体的な増設工事時期の情報、 中継系光ファイバの接続待ち回線数情報、 増床等の具体的な計画の情報、 加入者系光ファイバの納期概算期間情報、 加入者系光ファイバの工事の進捗状況について、それぞれ開示することが適当であると整理され、所要の措置が講じられた。(平成14年6月より順次実施)

3-4) 網機能計画制度の見直し

網機能計画については、これが事前に公表されている場合であっても競争事業者からの意見があまり見られないことに加え、網改造着手や機能の提供開始が遅れること等からその見直しを行うべきとする意見がNTT東西から出された一方、競争事業者からは現行の制度を維持すべきとの意見が寄せられた。

これを踏まえて接続ルールの見直しの議論の中で検討した結果、網機能計画制度は依然として重要な意義があり、その基本的な枠組みは維持するものの、網機能計画の意義を損なうことのない範囲で運用の簡素化を図ることが適当とされた。また、網機能計画の公表期間についても、当該計画の官報掲載後30日間の意見受付期間を設けた上で、他事業者から要望・意見がなかった場合には、公表期間を当該期間に短縮することができることとされた。これらを受け、網機能計画の適用範囲及び公表期間を変更する省令改正が行われた。(平成13年12月施行)

3-5) 接続会計の見直し(光ファイバ設備に係る都道府県ごとのコスト把握)

全国一律料金である光ファイバの接続料金について、接続ルールの見直しの議論の中で、地域別接続料を設定することを可能とすべきとの意見がNTT東西から提出された。

これに対し、情報通信審議会における審議の結果、地域別の光ファイバ接続料の設定自体については機が熟していないとしながらも、当該接続料を設定する前提として、地域ごとのコストを適正に把握する体制の整備を図ることが必要である旨の提言がなされた。これを受け、平成13年12月、第一種指定電気通信設備接続会計規則が改正され、光ファイバ設備については都道府県ごとにコストを把握することとされた。(平成14年度会計から実施)

5 . 最近の接続ルールの見直し動向

平成15年以降も、NTT東西の接続約款変更認可申請等を契機として、必要に応じて随時、接続ルールの見直しが行われている。

(1) 固定通信に係る指定電気通信設備の範囲の見直し

NTT東西がIP電話サービスを法人向けから順次開始するに当たり、専ら当該サービスに用いるルータについて、これを第一種指定電気通信設備の指定から除外することについて要望が提出された。これを受け、情報通信審議会において審議された結果、IP電話サービス専用ルータについて、市場で競争的に供給が受けられるものであり、容易に調達・設置可能であること、アクセスラインについては加入者光ファイバ等のアンバンドルメニュー

が用意されていることから、他事業者がNTT東西と同様のサービスを提供することは可能(現にNTT東西に先立って他事業者が同様のサービスを実施)であり、設備の不可欠性はないものと整理された。

これを踏まえ、平成17年9月以降、IP電話サービス専用ルータについては段階的に指定設備の対象から除外された。

ただし、将来的にNTT東西のIP電話網のルータが多くの端末系伝送路設備を収容する状況になった場合、あるいは他事業者網と当該IP電話網のルータが既存電話網を介さずに接続する需要が顕在化することが見込まれる場合には、改めて当該ルータの不可欠性について検証することとされた。

(2) 長期増分費用方式による接続料の算定方法の見直し

長期増分費用(LRIC)方式による接続料については、5年以内の省令で定める期間ごとに再計算することとされており、再計算に合わせ、長期増分費用モデル及び接続料算定方法の見直しが行われている。

2-1) 平成15～16年度適用の接続料

移動体通信と固定電話の加入数の逆転やADSLの普及等により、加入者交換機を経由する通信量がこれまでの増加傾向から減少傾向へ変化している。このため、今後の通信量の動向が不透明であり、かつ信頼性のある予測が困難であると認められたことから、接続料算定において、直近の実績通信量(平成13年度下期+平成14年度上期の通信量)を用いた上で、実際の通信量が15%を超えて乖離した場合に、NTT東西と接続事業者それぞれの通信量の変動の程度を勘案して精算を行う制度が導入された。

また、長期増分費用モデルが見直され、現実のネットワーク構成との乖離が改善したことを踏まえ、端末回線伝送機能(PHS基地局回線)及び中継伝送専用機能の接続料算定について、追加的に長期増分費用方式を用いることとされた。

2-2) 平成17～19年度適用の接続料

加入者交換機を経由する通信量の減少傾向及びそれに伴う接続料の上昇傾向が明らかとなる中、接続料水準の大幅な変動を回避し、通話料の値上げに繋がらない接続料水準を維持する観点から、NTS(Non Traffic Sensitive)コストについて、5年間かけて加入者交換機能の接続料原価から控除することとされた。

また、加入者交換機を経由する通信量の減少に一定の傾向が見られると認められたことから、適用年度に近い期間(前年度下期+当年度上期)の通信量に関して信頼性のある予測を行うことが可能となったと判断し、予測通信量を接続料の算定に用いることとなった。これに伴い、平成15～16年度の接続料に適用されていた事後精算制度については採用しないこととされた。

このほか、PSTN網への設備投資の抑制の実態やデータ系サービスのトラフィック増大による費用配賦の適正化を長期増分費用モデルに反映させるとともに、稼働率が低く非効率な設備構築が助長されていたトランクポートについて、接続事業者¹に設備削減インセンティブを与える観点から、加入者交換機及び中継交換機の専用トランクポートに係る費用について、従量制接続料から事業者毎の個別負担へと変更された。

(3) 光引込線に係る接続料の算定方法の見直し

光引込線については、NTT東西が接続事業者の求めに応じてその都度新たに敷設するという特殊な状況になることから、NTT東西の設備投資リスクを軽減するため、月額接続料として回収していた費用の一部を工事費

として回収すること、解約等による引込線撤去費と未償却残高を接続事業者が負担すること、貸倒リスク相当分を接続料原価に加算すること等を内容とする接続約款の変更が認可された。(平成17年1月より実施)

併せて、NTT東西に対して、他事業者による引込線等の自前敷設を促進していく観点から、引込線等の添架要望事業者の設備の態様に応じた添架手続きの簡素化、新たな添架ポイントの提供、一束化の是非等について検討することが求められたが、その検討結果は必ずしも十分なものではなかった。

このため、電柱添架手続の簡素化等について、総務省において関係事業者等の参画を得て検討が行われ、平成17年7月に当該簡素化等に係る今後の取組が取りまとめられるとともに、これに基づき、本年1月から光引込線の自前敷設の試行的実施が行われている。

(4) 東西別接続料の設定

第一種指定電気通信設備を有する電気通信事業者(NTT東西)は、それぞれが原価に基づき接続料を算定することとされているが、改正NTT法(平成9年改正)により、NTT西日本の経営安定化のため、一定の範囲内でNTT東日本が特定費用負担金を交付することができることとされたことに伴い、NTT東西の接続料については、平成13年度までは東西均一とすることが認められてきた。

平成14年度以降の扱いについては、平成14年12月、情報通信審議会において、NTT東西は異なる指定電気通信設備を有する第一種電気通信事業者として、それぞれの原価に基づき接続料を算定することが適当である旨整理されたことを受け、平成14年度以降、実際費用方式により算定されている接続料については原則東西別に算定されている。

しかしながら、長期増分費用方式により算定されている接続料(PHS基地局回線を除く)については、長期増分費用モデル上、NTT西日本の接続料がNTT東日本の接続料を大きく上回る(平成15～16年度適用:約30%、平成17～19年度適用:約20%)こととなるため、ユニバーサルサービスである電話通話料の地域格差に繋がる可能性がある東西別接続料の設定が十分社会的コンセンサスを得られているとは言い切れないとして、平成15～16年度接続料及び平成17～19年度接続料については、引き続き東西均一とすることとされた。

(5) 債権保全に係る規定の整備

接続事業者が経営破綻等した場合に接続料等を回収できなくなる事例が発生していることを踏まえ、接続事業者の経営破綻時等における規定の整備について、平成16年6月、NTT東西の接続約款変更が認可された。

当該接続約款の変更においては、接続事業者が接続に係る債権を第三者に譲渡等する場合はあらかじめ協議を要すること、接続停止の事由が解消されたときは速やかに停止を解除すること、工事又は手続き等について、一定の場合に事前通知の上、停止することができること、接続に関する支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、預託金の預入れ等債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができること等が新たに規定された。

6. これまでの接続政策の成果

これまでの接続政策は、接続の基本的ルールの策定、同ルールの先行的見直し、同ルールの見直しという3段階で実施され、平成15年度以降も、随時必要に応じて見直しが行われてきた。

固定通信市場においては、NTT東西のボトルネック設備のオープン化措置を具体化し、競争事業者がNTT東西と同等の条件でサービス提供できることを可能とするための公正有効競争条件を整備してきた。具体的には、

ボトルネック設備の柔軟な利用の確保(指定範囲の適正化、利用ニーズに合わせたアンバンドル)

ボトルネック設備の利用料(接続料)の適正化・低廉化

ボトルネック設備の利用条件の適正化(円滑な接続・同等性の確保)

市場構造の変化に対応した接続ルールの適切な見直し

という4つの要素を中心に展開してきたと考えられる。

これにより、例えば以下のような成果を挙げてきたと整理することができる。

第一に、地域通信市場、とりわけ加入者回線のNTT東西による独占的状态について、そのネットワークを開放することを目的とした接続ルールを導入することにより、サービス市場を中心とする競争促進が図られた。その際、基本的には、当該サービスが提供される設備のボトルネック性に着目して、かつ、競争事業者のニーズに合わせたアンバンドルを推進する形でネットワークの開放が図られたため、NTT東西のネットワークの利用において競争事業者の自由度が高く、この結果、急激な技術革新により市場環境が大きく変化する電気通信市場において、競争的に低廉かつ多様なサービスが提供されてきた。

例えば、DSLに係るメタルの加入者回線をアンバンドルするとともにコロケーション義務をルール化した結果、約50社のDSL事業者が市場に参入し、当該市場の競争促進を通じ、料金の低廉化や伝送速度の高速化が実現した。

また、平成12年に接続メニュー化された上記のメタルの加入者回線のアンバンドル化は、平成15年以降、直収電話サービスの提供にも用いられ、NTT東西の施設設置負担金及び基本料引き下げの契機となる競争圧力をもたらすなどの効果も見られた。

第二に、特に加入者回線及び中継回線をアンバンドルしたこと(及びコロケーションルールを整備したこと)は、競争事業者がNTT東西の局舎等に自ら調達した設備を設置してネットワークを構築することを促し、NTT東西と競争事業者の設備競争の範囲を拡大させることにもなった。

第三に、接続会計やLRIC方式による接続料算定等を通じてNTT東西の非効率性を客観的な基準で可能な限り排除し、接続料の低廉化・適正化を実現することにより、通信サービス全般の低廉化を実現することが可能となった。例えば、NTT東西の接続料(3分間当たり)は、中継交換機接続料金の場合で12.93円(平成9年度)から6.84円(平成18年度)まで低下した。

これに関連して、移動通信市場においては、電波の有限性など固定通信市場とは異なる市場特性を有する市場であるが、寡占的な市場にあっても指定電気通信設備制度の枠組みを活用した検証を行なう中、例えばNTTドコモの接続料(1分当たり)も13.1円(平成13年度)から11.3円(平成17年度)に低下するなど、接続料水準も着実に低下してきている。

第四に、接続ルールを整備する過程で、平成13年11月、電気通信事業紛争処理委員会を設置したことにより、接続ルールという紛争処理基準に基づいて円滑な紛争事案の処理が図られるとともに、個別の紛争事案を処理する中で総務大臣に対するルール整備に係る勧告がなされるなど、接続ルールの策定と運用の有機的連携を図ることにより、ルール見直しの具体的な必要性を円滑に把握し、実現に向けた検討を行なう仕組みが確立してきている。

第五に、接続ルールの策定に際しては、情報通信審議会における審議の過程等において、意見招請手続き等を積極的に活用することにより、ルールの策定過程の透明性の確保が実現しているとともに、ルール策定や見直しに際し、関係事業者の挙証責任が従来以上に問われる議論の環境が醸成されてきている。